

新型コロナウイルスワクチンの余剰が発生した場合の取扱指針

令和3年6月4日

伊佐市新型コロナウイルスワクチン接種調整本部

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの余剰が発生した場合の対応指針が、5月28日に鹿児島県から示されました。

本市においても、県の指針を基本とし、下記のとおり取扱い指針を定めました。

記

1 基本的な考え方

- (1) 予約のキャンセル等により余剰が生じたワクチンは、無駄なく接種を行う必要があることから、廃棄することなく効率的に接種を行う。
- (2) 接種記録の混乱を避けるため、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、すでに接種券の送付を受けた者とするが、緊急性がある場合、接種券を保有していない者も対象とし、柔軟な対応、判断を行う。

2 接種対象者

- (1) 原則として、伊佐市に住民票のある者
- (2) 高齢者や基礎疾患を有する者（64歳以下）、高齢者施設等の従事者など接種順位が上位の者
- (3) 介護・福祉サービス等を提供する者
（居宅サービス事業所及び訪問系サービス事業所等の従事者や認定調査員など）
- (4) 園児や児童・生徒と業務上接触する機会の多い者
（保育士・教職員、児童福祉施設等の従事者など）
- (5) 重度障害者や医療的ケア児を在宅で介護する家族等
- (6) その他本部長が必要と認める者

3 その他

接種に必要なとなる手続きについては、市と医療機関、医師会が連携して対応する。